

## 社会福祉法人・学校法人等に係る法人県民税の非課税判定表 記載要領

- 1 この表は、社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が収益事業を行う場合に、地方税法施行令第7条の4ただし書の規定による法人県民税の非課税の判定に用います。
- 2 法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書（第6号様式）と一緒に提出してください。  
なお、決算報告書（貸借対照表・損益計算書など）並びに法人税申告書別表1(2)、同明細書別表4及び別表14(2)の写しを添付してください。
- 3 各欄の記載要領
  - (1) 「法人税の課税標準となる所得金額又は欠損金額 ①」欄は、法人税明細書別表4の「所得金額又は欠損金額」欄の金額を記載してください。
  - (2) 「収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 ②」欄は、法人税明細書別表14(2)の「損金算入限度額の計算」欄中の「同上以外のみなし寄附金額」欄の金額を記載してください。
  - (3) 「受取配当金で益金不算入とされた額 ③」欄は、法人税明細書別表4の「減算」欄中の「受取配当等の益金不算入額」欄の金額を記載してください。
  - (4) 「還付を受けた法人税額等 ④」欄は、法人税明細書別表4の「減算」欄中の「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」欄及び「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等」欄の金額を記載してください。  
ただし、都道府県民税及び市町村民税の還付金額は除きます。
  - (5) ⑤から⑦までの欄は、③及び④の欄以外で、法人税の所得の計算上益金に算入しなかった金額について記載してください。  
なお、法人税明細書別表4で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含めません。
  - (6) 「寄附金の損金算入限度超過額 ⑨」欄は、法人税明細書別表4の「寄附金の損金不算入額」欄の金額を記載してください。
  - (7) 「法人税明細書別表4において損金不算入とされた法人税額 ⑩」欄は、法人税明細書別表4の「加算」欄中の「損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）」欄及び「損金経理をした納税充当金」欄の金額のうち法人税額及び地方法人税に充てる金額を記載してください。
  - (8) 「法人税明細書別表4において損金不算入とされた附帯税額 ⑪」欄は、法人税明細書別表4の「加算」欄中の「損金経理をした附帯税（利子税を除く。）」、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税」欄の金額を記載してください。
  - (9) ⑫から⑭までの欄は、⑨から⑪までの欄以外で、法人税の所得の計算上損金に算入しなかった金額について記載してください。  
なお、法人税明細書別表4で加算した金額のうち益金に算入するもの等（損金経理をした都道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税、損金経理をした納税充当金の金額のうち都道府県民税及び市町村民税に充てる金額、減価償却の償却超過額、各種引当金・準備金等）は含めません。